

自治会向け個人情報取り扱いの手引き

(令和5年4月)

遠野市

市民協働課

はじめに

個人情報、上手に使えば顔の見える関係づくりに役立ちます。お互いの顔や名前を知りあうことで、信頼関係や支え合いが育ち、安心して暮らせる地域社会の実現に繋がります。

個人情報の保護はとても大切なことですが、過度の対応は、地域のつながりを弱くし、地域の活動や災害時の助け合いなどの面では支障をきたす場合があります。地域で共に支え合う共助の社会の実現に向けて、個人情報は、適正な管理を行うとともに、いざという時のため、有効に活用することが必要です。

令和5年4月1日から個人情報保護法が改正され、これまで行政組織単位で定めていた個人情報保護に関する規程が、個人情報保護法に一本化されました。これにより、個人情報の取扱いについては、国の示すガイドラインに沿った取扱いが求められます。

各自治会単位における個人情報の取扱いについては、平成29年5月30日以降に、自治会町内会を含む全ての事業者は、個人情報保護法のルールに沿った取扱いが求められていましたが、その取扱いについては個々の自治会で異なる状況でした。

そこで、本手引きでは、自治会等において個人情報の取扱いが必要となる、会員名簿の作成や地域での要援護者の把握を例に個人情報保護法に沿った適切な取扱いについてご説明します。

集落単位の自治会、行政区単位の自治会、地域づくり団体等それぞれの事情に応じて本手引きを参考にご活用ください。

《目次》

- | | | |
|---|--|---------|
| 1 | 個人情報の保護に関する法律について | 【P 3～】 |
| | (1) はじめに | |
| | (2) 個人情報保護法の5つの基本ルール | |
| 2 | 自治会が個人情報を取り扱う場合の流れとポイント | 【P 4～】 |
| | (1) 利用目的の特定 | |
| | (2) 個人情報取扱いのルール | |
| | (3) 適正な取得 | |
| | (4) 利用目的・取得内容等の通知・公表 | |
| | (5) 個人情報の利用 | |
| | (6) 個人情報の管理 | |
| | (7) 個人情報の第三者への提供 | |
| | (8) 個人情報の開示請求・訂正等請求・利用停止等の請求 | |
| | (9) 苦情の処理 | |
| 3 | 個人情報の取扱いに関するQ & A | 【P 12～】 |
| 4 | 参考資料 | 【P 16～】 |
| | (1) 自治会の個人情報に関する取扱規定 | |
| | (2) 自治会への案内文+会費徴収+加入申込書 | |
| | (3) 世帯の異動に伴う広報誌、チラシ及び選挙公報の配布に係る個人情報の取得・利用に関する同意書 | |

1 個人情報の保護に関する法律について

(1) はじめに

平成 17 年に施行された個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」といいます。）では、5,000 人分以下の個人情報を取り扱う事業者は対象外でしたが、平成 29 年 5 月 30 日から施行された改正法では、個人情報を取り扱うすべての事業者が個人情報保護法のルールに基づいた取扱いを求められており、自治会等の非営利組織もその対象となっています。

会員の人数に関わらず、すべての自治会が法律の対象となります。

(2) 個人情報保護法の 5 つのルール

ア 取得のルール

個人情報を取得するときは、何に使うか目的を決めて、本人に伝える必要があります。

イ 利用のルール

取得した個人情報は決めた利用目的の範囲内で利用する必要があります。

ウ 管理のルール

取得した個人情報は安全に管理し、適切に廃棄する必要があります。

エ 提供のルール

個人情報を他人に渡す際は、原則、本人の同意を得て、適切に記録する必要があります。

オ 開示・訂正等・利用停止等のルール

本人から個人情報の開示を請求された場合には、原則、応じる必要があります。また、本人から訂正や利用停止等を請求された場合も、個人情報保護法の規定に基づき、適正な対応が必要です。

2 自治会が個人情報を取り扱う場合の流れとポイント

(1) 利用目的の特定（法第 17 条）

- 個人情報の利用目的と取得内容をあらかじめ特定する。

会員名簿を作成するときは、個人情報を集める前に、利用目的と集める内容を決め、会員の皆様に説明できるよう準備しましょう。なお、集める個人情報は、必要最低限の内容となるよう十分検討してください。

(例)

利用目的	会員名簿の配布、町内会・自治会活動、防犯・防災・災害活動、会費の請求、広報物等の回覧・配布、敬老会などの記念品贈呈等
取得内容	氏名、住所、電話番号、FAX 番号、メールアドレス、世帯人数、生年月日等

(2) 個人情報取扱いのルール

- 個人情報に関する取扱いルールを策定する。

利用目的や集める情報の内容・範囲、管理方法など、自治会で個人情報を管理・運用するための取扱いルールをつくりましょう。

作成した取扱いルールは、年 1 回程度、総会や回覧などを活用して、会員の皆様に理解が得られるよう周知しましょう。

⇒ 参考資料 1 自治会の個人情報に関する取扱規定(ルール) / 【サンプル様式】【P17】

(3) 適正な取得（法第 20 条）

- 偽りその他の手段により個人情報を取得してはならない。

例えば、十分な判断能力を有していない子供や障害者から、家族の個人情報を家族の同意なく取得することや、利用目的等について意図的に虚偽の情報を示して、本人から個人情報を取得することをしてはいけません。

- あらかじめ本人の同意を得ないで、要配慮個人情報を取得してはならない。

※要配慮個人情報とは、「本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、その他の不当な差別、偏見等が生じないよう特に取扱いに配慮を要する個人情報」のことです。

※下記例外を除く

～ 要配慮個人情報取得禁止の例外 ～（法第 20 条 2 項）

一 法令に基づく場合

二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該要配慮個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 学術研究機関等から当該要配慮個人情報を取得する場合であって、当該要配慮個人情報を学術研究目的で取得する必要があるとき（当該要配慮個人情報を取得する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該学術研究機関等が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該要配慮個人情報が、本人、国の機関、地方公共団体、学術研究機関等、第五十七条第一項各号に掲げる者その他個人情報保護委員会規則で定める者により公開されている場合

八 その他前各号に掲げる場合に準ずるものとして政令で定める場合

(4) 利用目的・取得内容等の通知・公表（法第 21 条）

●会員に対して利用目的・取得内容を明示する。

利用目的や集める情報の内容、取扱いのルールを新たに策定したら、総会や回覧などを活用して会員の皆様にお知らせしましょう。

また、利用目的・取得内容に変更が生じた場合も周知が必要です。

【本人への通知に該当する事例】

事例 1) ちらし等の文書を直接渡すことにより知らせること。

事例 2) 口頭又は自動応答装置等で知らせること。

事例 3) 電子メール、FAX 等により送信し、又は文書を郵便等で送付することにより知らせること。

(例外)

- | |
|--|
| <p>一 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合</p> <p>二 利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該個人情報取扱事業者の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合</p> <p>三 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、利用目的を本人に通知し、又は公表することにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>四 取得の状況からみて利用目的が明らかであると認められる場合</p> |
|--|

⇒ 参考資料 3 自治会への案内文+会費徴収+加入申込書+ / 【サンプル様式】【P19】

(5) 個人情報の利用（法第 18 条）

●利用目的の範囲内で利用する。

会員から同意を得て集めた個人情報は、あらかじめ自治会で決めた利用目的の範囲内で利用しましょう。

利用目的の範囲以外のことを利用する場合は、原則、あらかじめ本人の同意を得なければなりません。

【本人の同意を得ている事例】

事例 1) 本人からの同意する旨の口頭による意思表示

事例 2) 本人からの同意する旨の書面（電磁的記録を含む。）の受領

事例 3) 本人からの同意する旨のメールの受信

事例 4) 本人による同意する旨の確認欄へのチェック

法令に基づく場合や人の生命、財産を守るために必要な場合など、本人の同意を得なくても第三者に提供できる例外があります。

※例外

- | |
|---|
| <p>一 法令（条例を含む。以下この章において同じ。）に基づく場合</p> <p>二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。</p> <p>四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。</p> <p>五 <u>当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であって、当該個人情報を学術研究の用に供する目的（以下この章において「学術研究目的」という。）で取り扱う必要があるとき（当該個人情報を取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p> <p>六 学術研究機関等に個人データを提供する場合であって、<u>当該学術研究機関等が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。</u></p> |
|---|

●自治会の合併に伴い取得した個人情報も合併前の利用目的の範囲内で利用する。

合併その他の事由によって他の個人情報取扱事業者（自治会）から事業を承継することに伴って個人情報を取得した場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで承継前の利用目的の範囲を超えて当該個人情報を扱うことは出来ません。

●不適正な利用の禁止（法第 19 条）

違法または不当な行為（※1）を助長し、又は誘発するおそれ（※2）がある方法により個人情報を利用してはなりません。

【個人情報取扱事業者が違法又は不当な行為を助長し、又は誘発するおそれがある方法により個人情報を利用している事例】

事例 1) 違法な行為を営むことが疑われる事業者（例：貸金業登録を行っていない貸金業者等）からの突然の接触による本人の平穏な生活を送る権利の侵害等、当該事業者の違法な行為を助長するおそれが想定されるにもかかわらず、当該

事業者当該本人の個人情報を提供する場合

事例 2) 暴力団員により行われる暴力的要求行為等の不当な行為や総会屋による不当な要求を助長し、又は誘発するおそれが予見できるにもかかわらず、事業者間で共有している暴力団員等に該当する人物を本人とする個人情報や、不当要求による被害を防止するために必要な業務を行う各事業者の責任者の名簿等を、みだりに開示し、又は暴力団等に対しその存在を明らかにする場合

(※1)「違法又は不当な行為」とは、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令に違反する行為、及び直ちに違法とはいえないものの、法（個人情報の保護に関する法律）その他の法令の制度趣旨又は公序良俗に反する等、社会通念上適正とは認められない行為をいう。

(※2)「おそれ」の有無は、個人情報取扱事業者による個人情報の利用が、違法又は不当な行為を助長又は誘発することについて、社会通念上蓋然性が認められるか否かにより判断される。この判断に当たっては、個人情報の利用方法等の客観的な事情に加えて、個人情報の利用時点における個人情報取扱事業者の認識及び予見可能性も踏まえる必要がある。例えば、個人情報取扱事業者が第三者に個人情報を提供した場合において、当該第三者が当該個人情報を違法な行為に用いた場合であっても、当該第三者が当該個人情報の取得目的を偽っていた等、当該個人情報の提供の時点において、提供した個人情報が違法に利用されることについて、当該個人情報取扱事業者が一般的な注意力をもってしても予見できない状況であった場合には、「おそれ」は認められないと解される。

(6) 個人情報の管理（法第 23 条・第 24 条・第 25 条・第 26 条）

●紛失や情報漏えいなどを防ぎ、安全に管理する。

会員から集めた個人情報は、自治会の事務局等で盗難や紛失、情報漏えいなどが無いよう、適切な場所と安全な方法で管理する必要があります。

自治会で保管している個人情報は、定期的に見直しを行い、不要になった個人情報を廃棄する時期や方法をあらかじめ決めておきましょう。

万が一、個人情報を紛失又は、漏えいした場合の連絡体制や報告様式等をあらかじめ決

め、迅速に対応できる準備をしておきましょう。

※管理方法の例

- 「個人情報の取扱規程」で情報管理者を決め、個人情報を取り扱う人を制限する。
 - 個人情報が含まれる紙の書類やU S Bメモリー等は、鍵のかかる場所で管理する。
 - インターネットに接続されたパソコンにはウイルス対策ソフトを入れる。
 - パソコン上で管理する名簿等は、パスワードを設定する。
 - 保管している個人情報が不要になった場合、電子データは削除し、紙のデータはシュレッダーで裁断して復元できないよう確実に廃棄する。
- ※パソコンや外付け記憶装置の廃棄時などは、物理的破壊又は消去ソフト等を利用し、復元不可能な状態とします。

●委託先の監督

個人データの取扱いの全部又は一部を委託する場合は、その取扱いを委託された個人データの安全管理が図られるよう、委託を受けた者に対して適切に監督する必要があります。

適切な委託先の選定、個人データの取扱いに関する安全管理措置を盛り込んだ委託契約の締結、委託先における個人データ取扱状況の把握などがあたります。

(7) 個人情報の第三者への提供（法第 27 条・第 28 条・第 29 条・第 30 条・第 31 条）

●第三者提供はあらかじめ本人の同意及び提供記録の作成・保管が必要。

個人情報を第三者に提供するときは、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません。（赤い羽根共同募金、日本赤十字社資、緑の羽根募金の寄付金に協力いただいた場合は、同意を得たものとして相手方に個人情報を提供します。）

また、第三者に個人情報を提供したときや、第三者から個人情報の提供を受けたときは、一定事項(提供日・内容・提供先記録等)を記録する必要があります。

ただし、以下のような場合は例外的に、第三者への提供に際する本人同意及びその記録作成・保管は不要です。

※本人同意を得ずに第三者へ提供できる例外（法第 27 条）

- 一 法令に基づく場合
（例：警察、裁判所、税務署等から照会があった場合）
- 二 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を

得ることが困難であるとき。

(例：災害時における被災者情報を家族・自治会等へ提供する場合)

三 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であつて、本人の同意を得ることが困難であるとき。

(例：児童生徒の不登校や児童虐待のおそれがある当の情報を関係機関で共有する場合)

四 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であつて、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(例：国や地方公共団体の統計調査等に回答する場合)

五 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データの提供が学術研究の成果の公表又は教授のためやむを得ないとき（個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

六 当該個人情報取扱事業者が学術研究機関等である場合であつて、当該個人データを学術研究目的で提供する必要があるとき（当該個人データを提供する目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）（当該個人情報取扱事業者と当該第三者が共同して学術研究を行う場合に限る。）。

七 当該第三者が学術研究機関等である場合であつて、当該第三者が当該個人データを学術研究目的で取り扱う必要があるとき（当該個人データを取り扱う目的の一部が学術研究目的である場合を含み、個人の権利利益を不当に侵害するおそれがある場合を除く。）。

※自治会は1号～4号が特にも該当します。

(8) 個人情報の開示請求・訂正等請求・利用停止等の請求（法第33条・第34条・第35条）

●開示請求に対しては、本人に開示する。

自治会で保有する個人情報について、本人から開示請求を受けたときは、法第33条に基づき、本人に対し、原則、開示しなければなりません。また、本人から訂正や利用停止等を請求された場合も、個人情報保護法の規定に基づき、適正な対応が必要です。

例外

- 一 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 二 当該個人情報取扱事業者の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 三 他の法令に違反することとなる場合

2022年4月の改正では、次の場合にも、利用停止・消去等の請求ができるようになりました。

- ・ 個人情報を利用する必要がなくなった場合
- ・ 個人情報保護委員会への報告義務のある、重大な漏えい等が発覚した場合
- ・ 本人の権利または正当な利益が害されるおそれがある場合

(9) 苦情の処理（法第 40 条）

個人情報の取扱いに関する苦情等には、丁寧に説明するとともに、適切、迅速な対応に努める必要があります。（例：苦情相談窓口の設置）

3 個人情報の取扱いに関するQ&A

Q1：自治会の規模等によって個人情報の取り扱いに違いがあるのか？

- 改正前の個人情報保護法では、5,000人以下の個人情報しか有しない中小企業や小規模事業者は対象外でしたが、法改正により平成29年5月30日からは「個人情報を取扱うすべての事業者」に法律が適用されることとなり、自治会もその対象となりました。

Q2：会員名簿を作成する際、すでに取得している個人情報の取扱いは、どうすればよいのか？

- 平成29年5月29日までに会員名簿を作成する際に、その会員に対して、「利用目的」を伝え、「第三者への提供」（会員名簿の会員への配布）に同意を得ていると思われる場合は、あらためて何かを行う必要はありません。

Q3：地域やブロック別に連絡網を作成・配布する場合の取扱いは、どうすればよいのか？

- 会員名簿を作成・配布する場合の取扱いと同様になります。「連絡網を作成し、記載されている者に配布する」という利用目的を定め、書面等で関係者に伝えるとともに、連絡網は安全に管理することが必要です。

Q4：個人情報の範囲はどこまでなのか？例えば、名前だけでも個人情報になるのか？

- 個人情報とは生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができる情報を指します。
名前だけであっても、社会通念上、特定の個人を識別することができるものと考えられるので、個人情報となります。

Q5：行事等で撮影した写真を会報などに掲載する場合はどのように取り扱えばよいのか？

- 写真や映像、音声なども特定の個人を識別することができる情報となるため、個人情報にあたります。写真を撮影する際には、自治会の関係者として名札や腕章などにより身分を明らかにするとともに、会報に掲載する目的で撮影していることを伝えて同意を得るようにしましょう。

Q6：会員名簿の作成にあたって会員の同意はどのように得たらよいのか？

- 会員名簿を作成することを目的とする事を伝えた上で、個人情報を提供してもらえば同意を得たこととなります。具体的には【参考資料2】を参考にしてください。

Q7：会員名簿の作成にあたって会員の同意はどのように得たらよいか？

- 名簿の目立つ所に「自治会活動を推進するためや会員相互の親睦を深める目的以外の利用を禁止する」といった注意事項を明記するなどして、利用目的をしっかりと周知しましょう。

Q8：集めた個人情報はどうのように管理したらよいか？

- 集めた個人情報については、町内会・自治会内であらかじめ個人情報保護責任者を決め、個人情報の管理方法についてルールを策定し、適切に管理しましょう。

《具体的な方法》

- ・紙で個人情報を管理する場合、鍵のついた引き出し等で管理し、不要になった個人情報については速やかにシュレッダーで裁断して廃棄する。
- ・パソコンで個人情報を管理する場合、パソコンにはウイルス対策ソフトを入れ、ファイルにパスワードを設定し、不要になった個人情報は速やかに削除する。パソコンや外付け記憶装置の廃棄時などは、物理的破壊又は消去ソフト等を利用し、復元不可能な状態とする。

Q9：もしも会員名簿を紛失してしまった場合はどうしたらよいか？

- 自治会の責任者に連絡の上、紛失によって影響を受ける方へ連絡し、その上で被害拡大防止、再発防止策の策定等が必要です。また、事前に自治会内で個人情報の紛失・漏えいした場合の対応方法を決めておくことが重要です。

Q10：個人情報を紛失・漏えい・悪用された場合、自治会に罰則は適用されるのか？

- 保護法第179条では、「自己又は第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金」とされているため、過失による紛失に対しては保護法上の罰則はかからないと考えられます。ただし、状況によって、民法上の損害賠償請求等がなされる可能性はあります。

なお、2022年4月の改正では、漏えい・滅失又は毀損した場合、個人の権利や利益を害する可能性が高い事態について、個人情報取扱事業者は個人情報保護委員会に報告すると共に、本人にその旨を通知する必要があります。

- ① 要配慮個人情報の漏えい等
- ② 財産的被害の恐れがある漏えい等
- ③ 不正の目的によるおそれがある漏えい等
- ④ 1,000件を超える漏えい等

※①～③は件数に関わらず個人情報保護委員会へ報告する必要があります。

Q11：第三者に個人情報を提供してもよいのか？

- 自治会で保管する個人情報を第三者に提供する場合は、原則としてあらかじめ本人の同意を得なければなりません。

ただし、法令に基づく場合や、人の生命・財産を守る必要がある場合などにおいては、例外的に本人の同意は不要になります。

Q12：個人情報の第三者提供において、例外的に本人の同意が不要となるのは、具体的にどのような場合か？

- 法令に基づく場合

《具体的な事例》

- ・警察の捜査関係事項照会に対応する場合
- ・裁判官の発する令状に基づく捜査に対応する場合
- ・税務署の所得税等に関する調査に対応する場合

- 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

《具体的な事例》

- ・急病その他の事態が発生し、本人の血液型や家族の連絡先等を医師や看護師に提供する場合
- ・大規模災害や事故等の緊急時に、被災者情報・負傷者情報等を家族や行政機関、地方自治体等に提供する場合

- 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

《具体的な事例》

- ・児童生徒の不登校や不良行為、児童虐待のおそれがある家庭情報等について、児童相談所や学校、医療機関等の関係機関が連携して対応する必要がある場合

- 国の機関や地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合で、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

《具体的な事例》

- ・税務署、税関、警察の任意の求めに応じて個人情報を提出する場合
- ・一般統計調査や地方公共団体が行う統計調査に回答する場合

Q13：個人情報保護法に関して、さらに詳しく知りたいときや、困ったときに問合せ先等はあるか？

- 個人情報保護委員会で、法律の解釈に関する一般的な質問や、苦情あつせんのための個人情報保護法相談ダイヤルを設置しています。

個人情報保護相談ダイヤル

電話 03-6457-9849

受付時間 9時30分～17時30分（土日祝日及び年末年始を除く）

個人情報保護委員会

<http://www.ppc.go.jp/>

※ 個人情報保護法は国の法律です。したがって解釈等は国が示す、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」を参照いただくことになります。市町村では各自治会からの相談には対応できますが、法の解釈については上記の相談ダイヤル等を活用いただくことになります。

- 「手引き」に関する問い合わせ

遠野市民センター市民協働課

TEL 0198-62-4413 Fax 0198-62-0210

Q14：手引き内の参考資料(サンプル様式)のデータ提供は可能か？

- 遠野市ホームページ内での入手可能です。次のとおりお進みください。

「トップページ」 ⇒ 「行政情報」 ⇒ 「暮らし・手続き」 ⇒ 「市民協働・コミュニティ」
⇒ 「自治会」 ⇒ 「自治会向け個人情報取り扱い手引き」

参考資料

参考資料1

自治会の個人情報に関する取扱規定（ルール） / 【サンプル様式】 【P17】

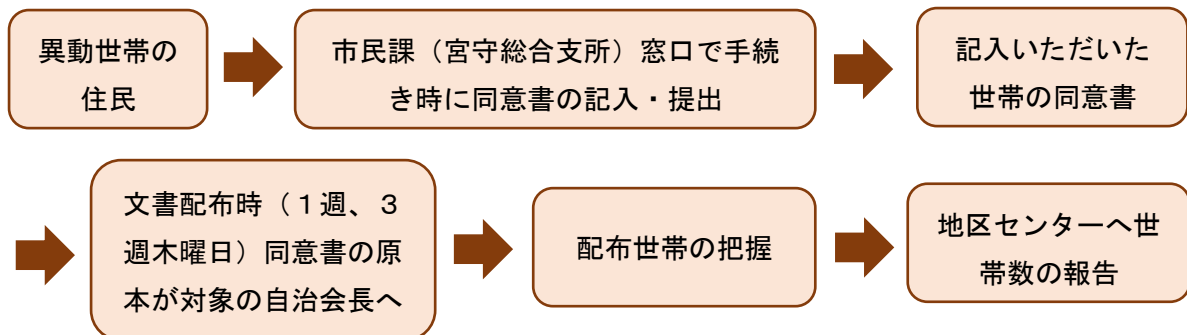
参考資料2

自治会への案内文+会費徴収+加入申込書 / 【サンプル様式】 【P19】

参考資料3

世帯の異動に伴う広報誌、チラシ及び選挙公報の配布に係る個人情報の取得・利用に関する同意書
【P26】

令和5年3月27日以降の世帯の異動（新設・廃止・市内の世帯単位の異動）については、この同意書を基に各自治会で全戸配布する世帯数の把握を行います。下記のフローの通りになりますのでご確認をお願いします。



注1) 情報提供の同意をされない世帯については同意書の送付はありません。

注2) この同意書の情報を自治会の会員名簿の情報として使用することはできません。自治会への加入については別に申込書により取得してください。

注3) 同意書以外の方法（班長さんが個別に訪問して把握等）で異動に関する情報を得た場合も配布世帯数に反映させることは可能です。

〇〇自治会の個人情報に関する取扱規程（ルール）／【サンプル様式】

（令和〇年〇月〇日制定）

（目的）

第1条 この規程は、本会が保有する個人情報を適正に取り扱うための事項を定めることにより、〇〇自治会活動の円滑な運営を図るとともに、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（責務）

第2条 本会は、個人情報保護に関する法律（以下「法」という。）等を遵守するとともに、自治会活動において個人情報の保護に努めるものとする。

（周知）

第3条 本会は、この個人情報の取扱規程を総会資料又は回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知するものとする。

（個人情報の取得）

第4条 本会は、会長が「自治会加入申込書」、「調査票」、「世帯の異動に伴う広報誌、チラシ及び選挙公報の配布に係る個人情報の取得・利用に関する同意書」などを、会員又は会員になろうとするものから受理することにより、個人情報を取得するものとする。

2 本会が会員から取得する個人情報は、会員名簿の作成に必要な氏名（家族、同居人を含む）、住所、電話番号のほか、災害時における避難支援活動に必要な生年月日、性別、支援の要否、緊急時連絡先、その他の項目で会員があらかじめ同意した事項とする。

（利用）

第5条 本会が保有する個人情報は、次の目的に沿った利用を行うものとする。

- (1) 会費の請求、会議の開催、管理、その他文書の送付など
- (2) 会員名簿の作成及び会員区域図の作成
- (3) 会員相互の親睦や交流のための活動
- (4) 敬老祝い金等の対象者の把握
- (5) 防犯・防災の活動。
- (6) 災害時における要援護者の支援活動
- (7) 遠野市行政区自治会支援交付金交付要綱第2条第3号の事業
- (8) その他総会で議決された事業及び活動等

（管理）

第4条の個人情報の種類は実施する事業に必要な情報に限る必要があります。第5条との関連を確認して定めてください。

第6条 収集した個人情報は、会長又は会長が指定する役員が保管し、適正に管理するものとする。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

(提供)

第7条 個人情報は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者に提供しない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要な場合

(3) 公衆衛生の向上又は児童の健全育成の推進に必要な場合

(4) 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対し、協力する必要がある場合

(開示)

第8条 会員は、第4条の規程に基づき提供した会員本人の個人情報について開示を請求することができる。

2 本会は、会員本人から会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第33条第2項ただし書きに該当する場合を除き、本人に開示するものとする。

(個人情報の訂正・利用停止等)

第9条 本会が会員から取得し、保有している個人情報について会員本人から訂正・利用停止等を求められた場合、速やかに訂正・利用停止等を行うものとする。ただし、各会員にすでに配布されている会員名簿等は、会員に連絡することをもって、これに替えることができるものとする。

(苦情相談等)

第10条 ○○自治会における、開示請求、訂正等請求、利用停止等請求及び苦情相談等の窓口は○○とする。

附 則

この規程は、令和○年○月○日から施行する。

自治会への案内文+会費徴収+加入申込書+／【サンプル様式】

自治会区域に転入された皆さまへ

〇〇自治会

会長 〇〇〇〇

自治会加入のご案内

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、この度、〇〇自治会の区域にご転入されたことに対しまして、〇〇自治会を代表して心から歓迎いたします。

私共〇〇自治会では、明るく、楽しく、安心して住み続けられる地域づくりのために、自治会独自の取り組みの他、〇〇町地域づくり協議会（※）と連携し、〇〇町全体に関する地域づくり、市（行政）との協働による地域づくりに関する取り組みを行っています。

つきましては、添付の資料をお読みいただき、ご理解いただけましたら、下記の問い合わせ先までご連絡いただけますようお願い申し上げます。

ご加入を心よりお待ちしております。

記

- 1 あなたの所属する自治会は、〇〇自治会です。
- 2 自治会内の班は、_____ 班です。
班長は、〇〇〇〇（TEL： _____）です。
- 3 自治会長は、〇〇〇〇（TEL： _____）です。
- 4 会費は、_____ 円です。（会費の詳細は別添資料をご確認ください。）

※不明な点やお困りごとがございましたら、ご遠慮なく自治会長にお申し出ください。

転入された方に対して、自治会活動を説明し、理解を得て、事業への協力、会費の徴収を行うことは口頭では難しい行為になります。定型の文書を作成し、どなたでも説明が可能な状態にしておくことをお勧めします。

(別添資料)

〇〇自治会の事業内容等の説明

1 事業内容 (以下は例です。自治会規約等に沿った内容となるように作成ください。)

(1) 会員相互の協力援助と親睦融和に関すること。

(例) 夏祭り、敬老会の開催、・・・など具体的に箇条書きで記載してもよろしいです。

(2) 環境、衛生、体育、健康増進、交通安全、防犯、自主防災活動及び福祉に関すること。(以下、規約等に定める事業等を記載するなど、具体的にお示ししてください。)

① ゴミ集積所の維持管理

② 花いっぱい運動、河川の法面の草刈り、〇〇周辺の清掃、道路清掃・・・

③ 町体育協会事業への参加、協力、・・・

④ 〇〇運動教室の開催、遠野市 I C T健康づくり事業への参加促進、協力

⑤ 遠野市交通安全協会〇〇支部事業への参加、協力

⑥ 〇〇町防犯協会事業への参加、協力

⑦ 避難訓練の実施、自主防災に関する事業

⑧ 遠野市社会福祉協議会〇〇支部事業への参加、協力、高齢者世帯への見守り事業、地域支え合い事業 (草刈り、除雪)・・・

⑨ 〇〇町地域づくり協議会事業への参加、協力

⑩ (必要に応じて、出来るだけ具体的に記載してください。)

(3) 〇〇自治会館 (公民館) の維持管理に関すること。

① 維持管理経費の負担 (光熱水費、修繕料・・・料)

② 自治会館の清掃

③ 貸出しに関すること

(4) その他、本会の目的達成のために必要な事項。

① 市及び関係団体への自治会代表の各種委員の推薦

② 遠野市行政区事務費交付金要綱第 2 条第 3 号の市業務に関する事業
(全世帯への市広報、町ミニ広報、チラシ等の配布等) など。

③

※詳細な事業内容、今年度の事業計画は総会資料で確認することができます。ご希望の方は会長まで連絡をお願いします。

〇〇自治会

会長 〇〇〇〇 様

〇〇自治会第 班

〇〇自治会会費徴収について

上記について、下記のとおり納入（口座振込）します。

No.	項目	金額	任意チェック欄
1	〇〇自治会費	5,000 円	
2	〇〇町地域づくり協議会会費	1,000 円	
3	〇〇町第〇行政区自治会会費	2,000 円	
4	〇〇町体育協会会費	500 円	
5	交通安全協会〇〇支部会費	500 円	
6	〇〇町防犯協会会費	400 円	
7	遠野市社会福祉協議会〇〇支部会費	500 円	
8	赤い羽根共同募金	500 円	<input type="checkbox"/> 希望しない
9	日本赤十字社資（活動資金）	500 円	<input type="checkbox"/> 希望しない
10	緑の羽根募金	100 円	<input type="checkbox"/> 希望しない
合計金額		11,000 円	

※ No.8～10 について希望されない場合は、してください。

※ 合計金額は、No.1～10 までの合計額を自書でお願いします。

例のように集落単位の自治会がまちづくり協議会（地域運営組織）や関係団体の会費等を一括して集金する方法は、市外にあまり例のない手法になります。特にも初めて遠野市に転入された世帯に対しては、ご理解をいただくためには、丁寧な説明が必要と考えられます。

市内でも異なる集金方法を取っている自治会もありますので、その場合は、適宜欄を変えてご活用ください。すでに同様の取り組みをされている自治会は今回のサンプルに合わせて変更する必要はありません。

〇〇自治会費領収書

〇〇自治会第〇班

様

〇〇自治会会費として、下記のとおり受領しました。

No.	項目	金額	任意チェック欄
1	〇〇自治会費	5,000 円	
2	〇〇町地域づくり協議会会費	1,000 円	
3	〇〇町第〇行政区自治会会費	2,000 円	
4	〇〇町体育協会会費	500 円	
5	交通安全協会〇〇支部会費	500 円	
6	〇〇町防犯協会会費	400 円	
7	遠野市社会福祉協議会〇〇支部会費	500 円	
8	赤い羽根共同募金	500 円	<input type="checkbox"/> 希望しない
9	日本赤十字社資（活動資金）	500 円	<input type="checkbox"/> 希望しない
10	緑の羽根募金	100 円	<input type="checkbox"/> 希望しない
合計金額		11,000 円	

年 月 日

〇〇自治会

会長 ○○○○

加入申込年月日

〇〇年〇月〇日

〇〇自治会加入申込書

私は、〇〇自治会に加入する意思がありますので、下記の個人情報の取扱いに同意し、本書のとおり加入申し込みします。

		会員名簿に掲載不可の場合は <input checked="" type="checkbox"/>
住所	〒 ー 遠野市 町	<input type="checkbox"/>
ふりがな		<input type="checkbox"/>
氏名		<input type="checkbox"/>
電話番号		<input type="checkbox"/>
e-mail アドレス		<input type="checkbox"/>

【個人情報の取扱いについて】

- ご記入いただいた個人情報は、会員及び役員との諸連絡、会員の親睦、自治会活動、防犯・防災・災害活動等を行う場合に利用します。
- 本会では自治会活動の円滑な運営を行うため、会員名簿を作成して各会員にお配りしており、各会員からいただいた情報を会員名簿に記載します。
※掲載を望まない情報がある場合は、相談窓口の〇〇にご相談ください。
- 本会では、例) 〇〇町地域づくり協議会と連携して自治会活動を行っているため、団体相互に円滑な活動を推進することを目的に〇〇町地域づくり協議会に会員名簿に基づく情報を提供する場合があります。
- 本書に記載いただいた情報は、法令に基づく場合を除き、ご本人の同意なく利用目的以外での使用や第三者に提供したりすることはありません。

加入申込書に記入いただく個人情報は、取扱規程（ルール）の第4条に合わせて適宜欄を設ける必要があります。世帯員の情報や、生年月日も求める場合は、更に記載欄を追加する必要があります。

令和 年 月 日

町第 区自治会長 様

(世帯主)
住 所 遠野市

氏 名

世帯の異動に伴う広報誌、チラシ及び選挙公報の 配布に係る個人情報の取得・利用に関する同意書

私の世帯は、貴自治会の区域において異動がありましたので、下記のとおり申し出します。

また、下記の「個人情報の取り扱いについて」を確認の上、私の個人情報の取得・利用に同意します。

記

【異動事由について】 該当する項目の数字を○で囲んでください

No.	区 分	異 動 内 容
1	世帯の新設 (配布開始)	市外からの転入及び市内の転居により、自治会の区域に新たに世帯が新設されたとき
2	世帯の廃止 (配布中止)	市外への転居、市内の転居及び死亡により、自治会の区域の当該世帯が廃止されたとき
3	世帯の転居 (配布先変更)	自治会の区域内において、当該世帯の転居により住所異動があったとき

【個人情報の取り扱いについて】

1 個人情報の利用目的について

自治会は、取得した個人情報を自治会からの広報誌、チラシ及び選挙公報の配布を行うために利用すること。

2 個人情報の第三者提供について

自治会は、取得した個人情報を法令の規定による場合を除いて第三者へ提供しないこと。

自治会長 様

遠野市長 多 田 一 彦

広報誌等の配布について

日ごろから市政運営に対して多大な御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当市では、遠野市行政区自治会支援交付金事業により、広報誌等の配布を自治会に依頼しております。

これまででは、遠野市個人情報保護条例の例外規定により、地区センター管理運營業務委託に係る指定管理者及び受託者に住民異動情報を提供してきましたが、個人情報の保護に関する法律の改正により令和5年4月1日からは、住民異動情報を提供することができなくなりました。

つきましては、広報誌等の配布に係る住民異動情報を把握するため、下記のとおり対応することにしたのでお知らせします。

なお、この件については、各地区の自治会長会議において改めて説明いたします。

記

1 令和5年3月の異動情報の確認について

(1) 3月24日（金）までの届け出分については、次により確認することができます。

日時：令和5年3月28日（火）から3月29日（水）まで

場所：各地区センター

(2) 3月27日（月）以降の届け出分については、別紙の「自治会による文書配布業務に係る住民異動情報の提供について」のとおり、本人からの同意書を自治会に送付します。

※これまで各地区センターに送付していた住民世帯名簿及び行政区長用連絡票は、3月30日又は31日に回収します。

2 配布部数の変更について

配布部数の変更については、これまでどおり地区センター経由で市民センター市民協働課に連絡願います。

担当	総務企画部総務課 行政文書係 小笠原 TEL 62-2111 (内線 119)
----	---

自治会による文書配布業務に係る住民異動情報の提供について

1 従来の住民異動情報の提供の廃止

これまでは、現行の遠野市個人情報保護条例の例外規定を適用し、地区センター管理運営業務委託に係る指定管理者及び受託者に住民異動情報を提供してきましたが、個人情報の保護に関する法律（以下「法律」という。）の改正により令和5年4月1日からは、情報を提供することができなくなりました。

2 文書配布業務に係る住民異動情報の提供

(1) 個人情報の利用目的の同意に基づく個人情報の取扱い

自治会が広報誌、チラシ、選挙公報の配布を利用目的とするための個人情報の提供については、令和5年4月から提供者本人の同意書を自治会に送付する方法により行います。

(2) 情報提供の対象世帯

区分	異動内容
世帯の新設	市外からの転入及び市内の転居により自治会の区域に新たな世帯が新設されたとき
世帯の廃止	市外への転出、市内の転居及び死亡により自治会の区域の当該世帯が廃止されたとき
世帯の転居	自治会の区域内において当該世帯の転居により住所の異動があったとき

(3) 提供する個人情報

世帯主の住所及び氏名

(4) 同意の流れ

ア 同意の方法

市民課又は宮守総合支所に住民異動の届出があった際に説明の上、個人情報を自治会に提供することに同意する場合は、同意書（提供する個人情報を含む。）に記入し封入したものを市民課又は宮守総合支所の窓口へ提出していただきます。

イ 同意の内容

利用目的の特定	自治会は、取得した個人情報を自治会からの広報誌、チラシ及び選挙公報の配布を行うために利用すること。
第三者提供の制限	自治会は、取得した個人情報を法令の規定による場合を除いて、第三者へ提供しないこと。

ウ 同意書の送付

同意書は、市から月2回の全世帯配布の際に封入された状態で各自治会長に送付します。

(5) その他

ア 自治会は、法律の規定に基づく個人情報取扱事業者には該当しますので、個人情報の取扱

いを適切に行う必要があります。

イ 令和5年3月の異動分については、従来の方式と新たな同意方式を連結させて切れ目なく情報提供できるようにします。

ウ 市からの依頼により自治会が配布する広報、チラシ及び選挙公報は、本年4月からは市のホームページに掲載（他団体の広報誌はリンクを掲示する場合があります。地区センターや自治会が配布するものは除きます。）し周知に努めます。